

# 宇多天皇中宮温子ほか 宇治陵第23号地雨水排水整備工事に伴う立会調査

## はじめに

宇治陵第23号地は、京都府宇治市木幡に所在する宇治陵陵域の一部である（第29・30図）。本報告は、整備工事のなかでも、とくに重力式擁壁と排水管の掘削にともなう立会調査にかんするものである。

標記の立会調査は、平成30年度に実施した重力式擁壁、排水管、集水桝掘削の際に、施工地における遺構・遺物の有無を確認することを目的として、陵墓課職員が平成30年6月30日から7月9日までおこなった。なお、上記以外の工事期間中は、桃山陵墓監区事務所職員が随時立ち会った。

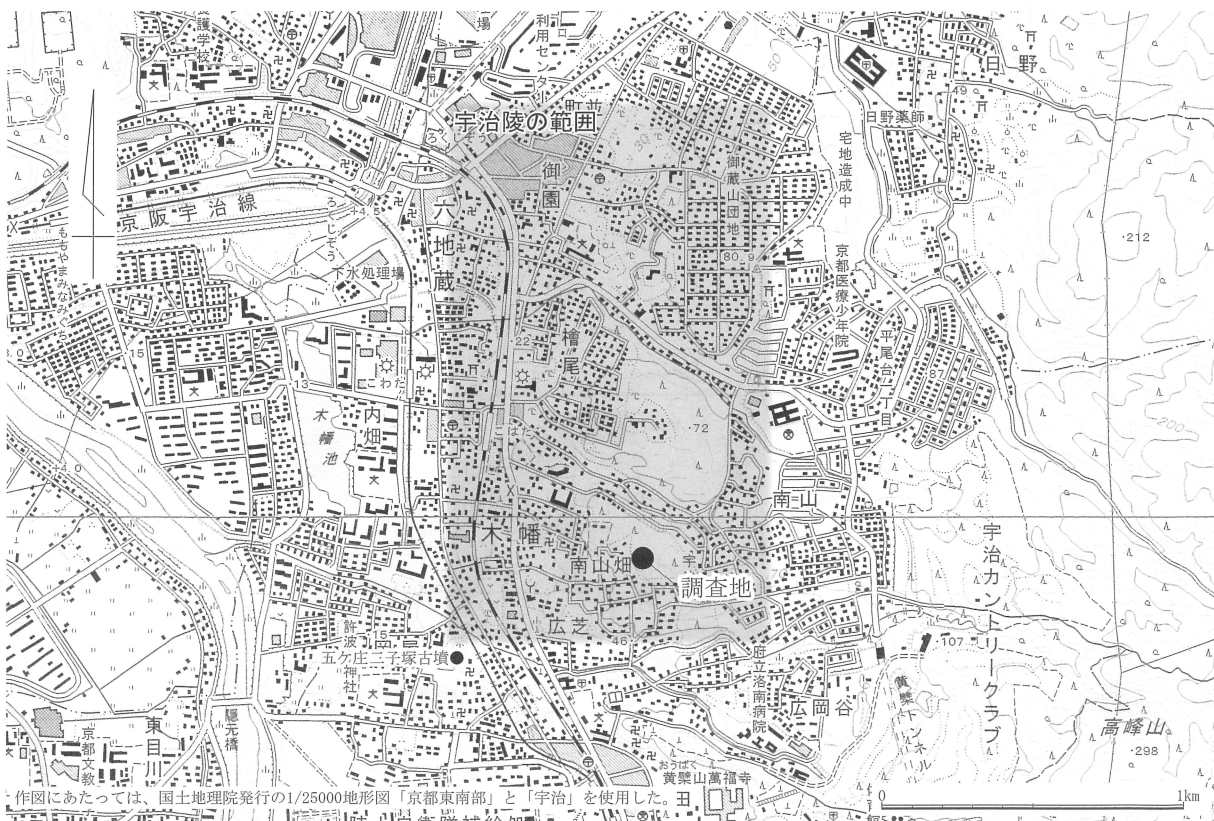
## 1 調査の状況

**土層** 立会調査地点（第33図、図版43-1）における土層は、表土（Ⅰ）、流土（Ⅱ）、地山（Ⅲ）が確認された（第31図）。重力式擁壁工事掘削部分（図版44）では、谷中央のⅢ層を掘り窪めて、水溜めのような地形となっていた。排水管工事掘削部分では、Ⅰ層とⅡ層が検出された。重力式擁壁と集水桝掘削部分では、Ⅰ層からⅢ層が検出された。

**重力式擁壁工事掘削箇所** 立会調査をおこなった箇所では、遺構は確認されなかった。上述のとおり、調査地は、谷の中央部で水が集まりやすい地形となっていた。この地形は、当庁が実施した工事の目的と同様、下方へ勢いと量が増す流水を一旦止め、下方へ緩やかに流れるよう工夫されたものと考えられる。

**排水管工事掘削箇所** 重力式擁壁と集水桝をつなぐ管路部分の掘削箇所である。立会調査をおこなった箇所では、表土と流土内掘削にとどまっており、遺構は確認されなかった。

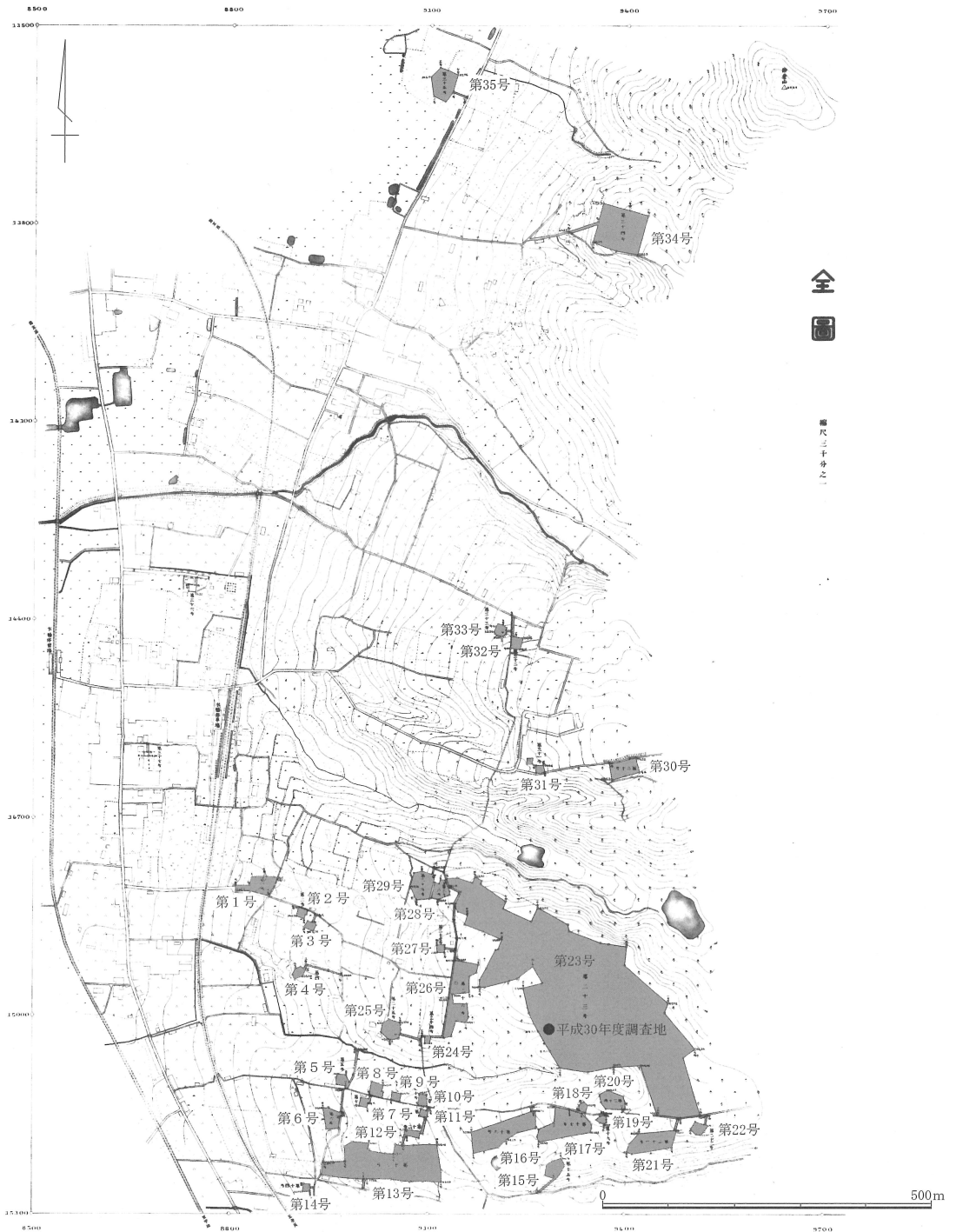
**集水桝工事掘削箇所** 境界石標第28号補1と接した箇所に設けられた集水桝の掘削箇所である。立会調査をおこなった箇所では、遺構は確認されなかった。



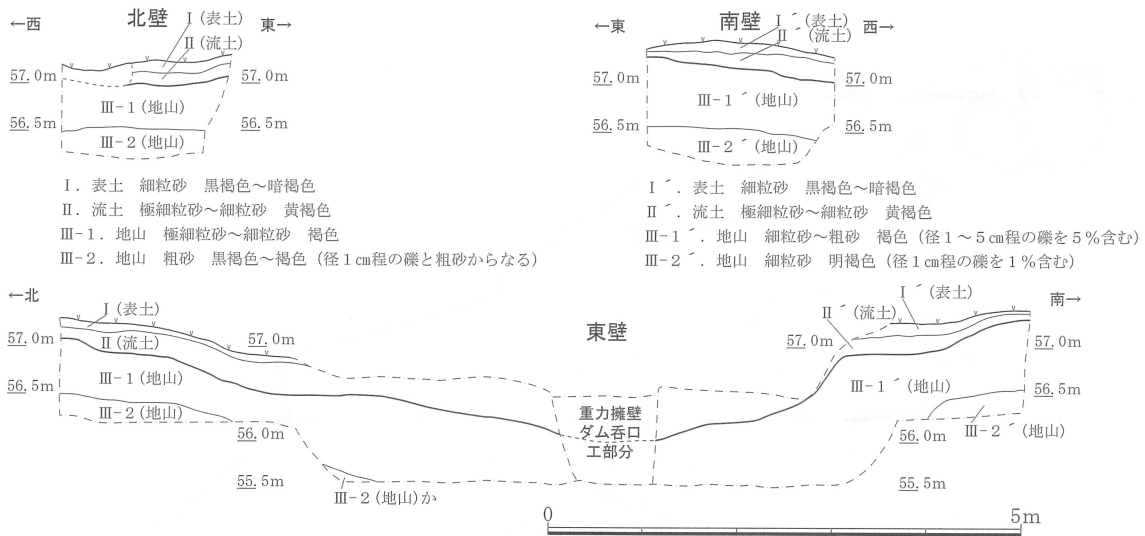
第29図 宇治陵第23号地 調査地位置図(1/25,000)

## 2 遺物

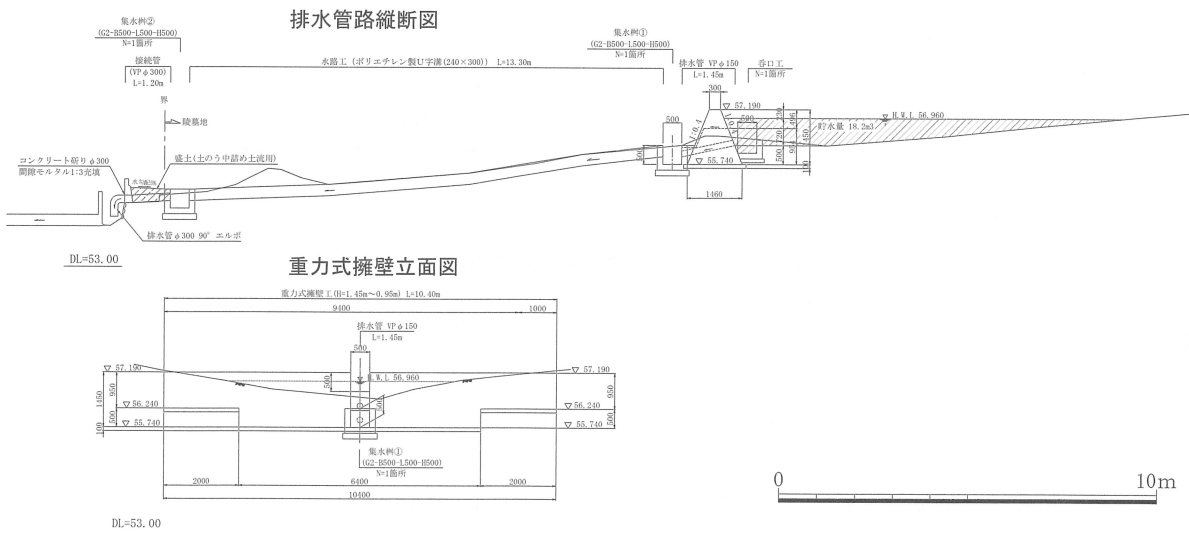
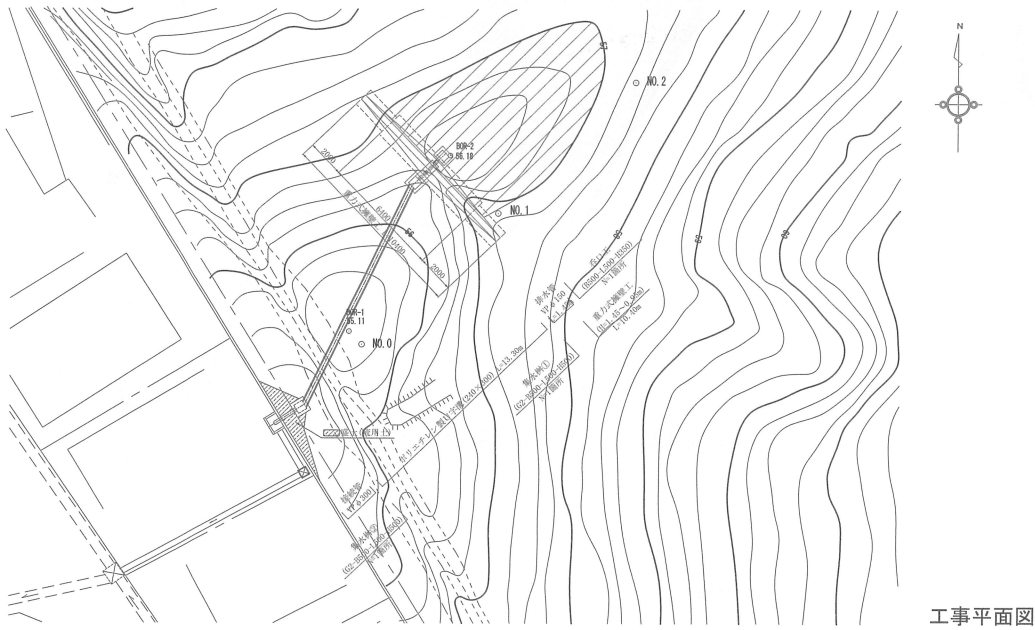
立会調査で遺物は出土しなかった。ここでは、調査期間中に調査地内で採集した遺物について報告する。採集した遺物は、A地点で採集した須恵質の埴輪片1点（2点を接合）、B地点で採集した須恵器片2点である（第34図、図版43-2）。1の埴輪片については、形状が平坦であることから、形象埴輪片の可能性はある。表面にハケメ、内面に当具痕が残る。2と3は、器台の破片である。2は、受部下方から脚部にかけてのもので、受部と脚部の境には、縄状で立体的だった突帯が形骸化し偏平になった装飾がみられる。受部外面にタタキ痕、内面に当具痕が残る。3は、脚部中ほどの破片である。外面に2条の凹線と波状文、内面にナデを施す。2段分の長方形スカシ孔がみられる。残存するスカシ孔の位置より、4方に孔が設けられたと考えられる。



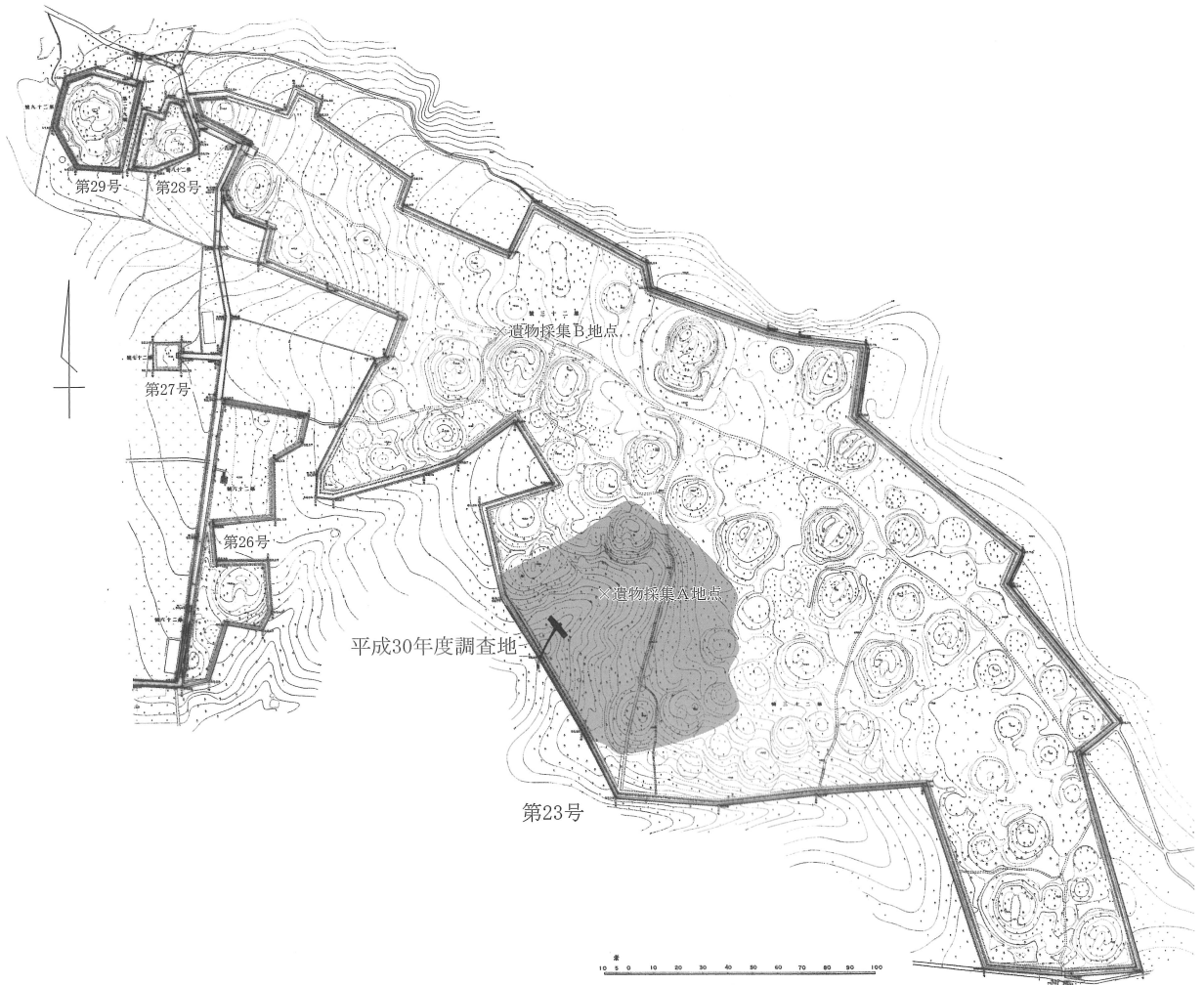
第30図 宇治陵第23号地 分布図(1/10,000)



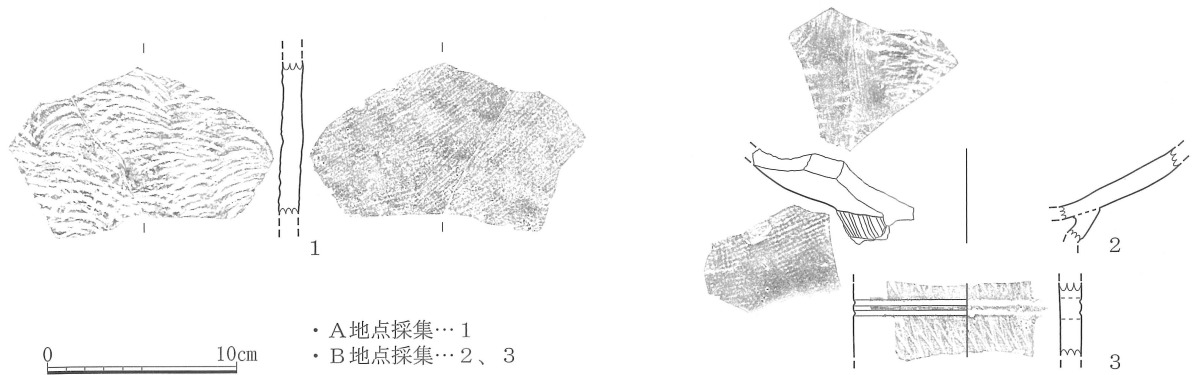
第31図 宇治陵第23号地 調査地断面図(1/80)



第32図 宇治陵第23号地 工事図面(1/200)



第33図 宇治陵第23号地 全体図(1/3,000)



第34図 宇治陵第23号地 採集遺物実測図(1/4)

## まとめ

今回の立会調査は、木幡古墳・墳墓群の範囲内であったため、遺構・遺物の出土に注意した。調査の結果、遺構は確認できなかったが、周辺にて遺物を採集した。ゆえに、調査地周辺では、今後も引き続き工事の際、肉眼観察可能な墳丘等の遺構以外に、地下の遺構や遺物にも注意しておく必要がある。また、A地点で採集した須恵質の埴輪は、調査地西方の大型前方後円墳、五ヶ庄二子塚古墳でも出土している。そのことは、双方の遺物や遺構がもつ意味を考えるうえで重要である。上述の通り、立会調査では遺構が確認されなかったため、工事については予定通り施工した（第32図）。

（横田真吾）



1 調査地全景（西から）



2 採集遺物



1 重力式擁壁北側北壁（南から）



2 重力式擁壁南側南壁（北から）